

介護予防通所事業（デイサービス） 料金表

事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1)	利用料金が介護保険から給付される場合
(2)	利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、または8割・7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの内容>

① 入浴

入浴又は清拭を行いません。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※介護保険負担割合証に利用者負担の割合が明記されています。

介護予防通所事業

介護予防通所事業費

（1割負担の場合） 単位：円

	利 用 回 数	利 用 回 数
事業対象者・要支援1	週1回程度	380/回（月4回まで）
		1,655/月（月5回以上）
事業対象者・要支援2	週2回程度	391/回（月8回まで）
		3,393/月（月9回以上）

加算サービス費

- 運動器機能向上加算 225円/月
- 口腔機能向上加算 150円/月
- サービス提供体制強化加算 I 通所 I 要支援1 72円/月
(介護福祉士5割以上) 通所 II 要支援2 144円/月
- 介護職員処遇改善加算 (I) (基本サービス費+各種加算) × 5.9%

基本料金・加算サービス費ともに、2割負担の場合は上記の金額の2倍、3割負担の場合は上記の金額の3倍の料金となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供（食材料費、調理費）

ご契約者に提供する食事にかかわる費用です。

利用料金：1食650円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km未満 500円

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km以上 1,000円

③ レクリエーション、余暇活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

⑥ その他

その他のサービスを希望する場合、実費相当額を負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、現金または口座振込等により指定期日までにお支払い下さい。

また、銀行口座自動引き落としをご希望される場合、別途手続きが必要ですのでお申し出下さい。